

北宋の巡検と保甲法

羽生, 健一

<https://doi.org/10.15017/2328414>

出版情報 : 史淵. 92, pp.97-118, 1964-01-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

北宋の巡檢と保甲法

羽 生 健 一

序 言

- (一) 北宋の巡檢と県尉
- (二) 巡檢の欠陥露呈と保伍法の出現
- (三) 保甲法の施行と巡檢・県尉
- (四) 団教施行と巡檢・県尉司上番廢止
- (五) 巡檢と土兵招置

結 語

序 言

王安石の保甲法が、その究極の目的を何処に置いていたかに就いてはいろいろ問題があるにしても、保甲法自体は、治安警察の任に当るべき巡檢、県尉が全く無力化し、盜賊は処々に蜂起し、都市・鄉村を問わず治安が極端に紊亂し、民は塗炭の苦しみにあえいでいるという様な状態の中より出現して来たものであり、保甲法が出現当初に掲げた旗印も、鄉村に盜賊不容のための隣保組織をつくるということであつた。即ち鄉村の治安体制の再編成・強化ということであつた。そ

れではこの再編成・強化を行わねばならなかつた原因は何処にあつたのか、それを警察組織自体の中より考察し、それが保甲法施行によつてどの様に是正せられたかを考察してみたい。尚この小論では王安石の保甲法を警察組織としての一面からのみ取り上げたものである。

(一) 北宋の巡検と県尉

北宋の警察組織は大きく二つに分けられる。一つは、県尉機関であり、今一つは巡検機関である。前者は共に治安捕盗を任とする警察機関であるが、その性格は同じでない。その最大の相異は、県尉がその配下に役として徴発せられた弓手を有つているのに対し、巡検はその配下に廂・禁軍より差された兵士を有つていたという点であり、又機能的面より云えば、県尉がその役所たる司を県域内に置き、一県の治安警察の事を総領しているのに対し、巡検はその司を郷村又は鎮寨に置き、大賊出現等の非常の際に備えた遊動隊的性格を有していたという点である。

宋の県尉機関は太祖の建隆三年十二月各県に列置せられ、曾我部静雄教授が「宋代初期の役法」中の「耆長と弓手と壯丁」の項で述べられているごとく、県の戸数の多少によつて弓手の数を定め、万戸以上は五十人、七千戸以上は四十人、五千戸以上は三十人、三千戸以上は二十五人、二千戸以上は二十人、千戸以上は十五人、千戸未滿は十人をその基準としていた。尤もこの弓手の数は乾徳六年十一月には早くも盜賊がやや息んだとの理由で減せられ、万戸以上は三十人、七千戸以上は二十五人、五千戸以上は二十人、三千戸以上は十八人、二千戸以上は十五人、千戸及び千戸未滿は共に十人とせられている。

尚、弓手の数は時代を下るに従つて、治安状況の悪化に應じて、増加しており、王安石の募役法施行前には、大県は百四十人、次県は百人、小県でも七、八十人、大率、大県で三倍、小県で四、五倍の増加を示している。^{註1}この弓手は郷村の

三等戸より差充されたもので、在任年限に就いては、曾我部教授が同じ項に述べられているごとく、宋初に於いては武芸に慣れ、山川道路に熟知する必要上交替年限は無かつたのであるが、その為に家産を破壊するものがでてきたため、四川に於いては真宗の大中祥符三年より三年を、他路に於いては仁宗の明道二年十一月より七年を以つて任期とするようになり、そのまま募役法に至つてゐる。

一方、巡検機関に就いて述べれば、開封府界では各県毎に、他路では数県毎に一員の巡検が置かれ、その上に一州乃至数州管轄の都同巡検使が置かれていた。^{注2}この巡検の数は社会の治安状況に対応して、その悪化とともに漸増の傾向を示し、保甲法施行前には大率一州内に三、四員の巡検が置かれるようになってゐる。又要県では二乃至三員の巡検が置かれる場合もあつた。県に置かれた巡検下の兵数は大略百人程度であり、一州乃至数州管轄の巡検下の兵数も二、三百人程度のものであつたようである。禁軍の屯駐・駐泊の多い地方では主として此の禁軍から、少ない地方では主として廂軍から抽差されるのが普通であつた。巡検司の機構に就いて云えば、廂軍より抽差される場合は巡検の下に都頭一員、副都頭一員、十将・将虞候・承局各一員・押官二員の幹部が置かれていたようである。禁軍の場合はあきらかにすべき手掛りが得られないが、廂軍の場合と同じようなものではなかつたろうか。又その在营年限に就いては一年乃至二年が普通であつた。

以上、県尉機関、巡検機関に分つてその特色的性格を述べてきたわけであるが、この両者の間の關係については、大賊出現等、県尉の力のみでは手におえないような場合には、県尉より近隣の巡検に腰を発してその助力を求め、巡尉一体となつて捕殺にあたるのが建前であつた。もしその助力を巡検が拒否した場合は処罰されることになつてゐた。

(二) 巡検の欠陥露呈と保伍法の出現

此の二本建ての警察組織は、世の中が比較的落着いており、治安状況がさほど悪化しなかつた真宗朝の時代までは際立った破綻は見せていない。しかし仁宗朝の時代に入ると、対外關係が悪化し、社会不安が増大して、都市・鄉村を問わず処々に盜賊が出没するという状況を呈してきた。歐陽文忠公全集^{卷一}「論盜賊事宜劄子」に

見自和州奏破王倫之後。更不講求禦賊之策。又認上下已有偷安之意。殊不知前賊雖滅後賊更多。今建昌軍一火四百人。桂陽監一火七十人。草賊一火百人。其余池州・解州・鄧州・南京等处。各有強賊不少。皆建旗鳴鼓白日入城。官吏逢迎飲食宴樂。其如此者。蓋為朝廷無賞罰。(中略)。臣竊聞。京西提点刑獄張師錫為部内使臣与賊同坐喫酒。及巡檢・梟尉不肯用心。曾有論奏。

とあり、又宋会要輯稿七・兵一一・捕賊二・慶曆三年六月二十九日条に

右正言・集賢校理余靖言。朝廷所以威制天下者。執賞罰之柄也。今天下至大而官吏弛事。細民聚而為盜。誠不能禁止者。盖賞罰之不行也。若非大設隄防以矯前弊。則臣憂。國家之患不在夷狄。而起于封域之内矣。南京者、天子之別都也。賊入城斬關而出。鮮州、池州之賊不過十人。公然入城虜掠人戶。鄧州之賊不滿二十人。而数年不能獲。又清平軍賊人入變。城主泣告而軍使^註反閉門不肯出。其弊如此。而官吏皆未嘗重有賞罰。欲望賊盜衰息何由可得。今京東賊大者五、七十人。小者三、二十人。桂陽監賊僅二百人。建昌軍賊四百余人。处处蜂起。而巡檢・梟尉未知処以何罰。当職大臣尚規規守常不立法禁。深可為國家憂。且以常情言之。若与賊鬪。動有死亡之憂。避不入賊。止于罰銅及罰俸。誰惜數斤之銅、數月之俸。以冒死傷之患哉。乞朝廷嚴為督責捕賊賞罰。及立被賊劫質亡失器甲除名追官之法。從之。

とあり、盜賊の跳梁跋扈の有様とそれを取締るべき巡檢、梟尉の腐敗墮落の有様とを具体的に細かく論じ、且つその腐敗、墮落の原因を賞罰無きが為としている。盜賊が横行しても巡檢、梟尉を責罰すべき嚴重な規定が無く、従つて生命の危険を冒してまで捕賊に奮闘する意気込みを失い、寧ろ賊を避けて、たかの知れた罰銅及び罰俸に甘んずるを得策とする

風潮が弥漫しているというのが右論議の大意である。右の論議が出ている仁宗の慶曆年間は、外は契丹、西夏との関係が悪化し、内は王倫、張海等の大賊が相繼いで起り、都市・鄉村を問わず治安が甚しく悪化して、内外共に不安が募つていた時代である。此のような時代に在つて巡檢、県尉の腐敗墮落が大きな論議を呼んだのは、必ずしも此の時になつて巡檢、県尉が突如腐敗墮落したのではなく、巡檢、県尉二本建ての警察組織それ自体の中に前々から内在していた欠陥が時局の重大化と共に暴露されてきたのではないかとの考えを抱かせる。

此の様に考えて史料を検索していくと、樂城集卷三「制置三司条例司論事」の中に雇役法反対を述べて

今国家設捕盜之吏。有巡檢。有県尉。然較其所獲。県尉常密。巡檢常疎。非巡檢則愚県尉則智。蓋弓手郷戸之人。与屯駐客軍異耳。今将使県人捕盜。則与独任巡檢不殊。盜賊縱橫必自此始。

とあり、又文獻通考卷一兵考八・郡国兵の項に止齋陳氏を引いて

元豊四年七月福建路閩邱奏。巡檢下兵士。並是諸雜攢諸指揮廂・禁軍或屯駐客軍。不諳本路山川道路。差到年歲間。稍能弁認道路人物。又卻替移。

とある。この二史料より巡檢と県尉の捕盜の効能の差、及びその原因を知ることができるが、更に続資治通鑑長編（以下長編と略称す）卷二七九・熙寧九年十一月甲午条には

權御史中丞鄧潤甫言。河北・京東・福建等路。盜賊竊發甚衆。往往殺戮人民焚蕩廬舍。甚者至於劫束官吏攻略県鎮。詔書督捕連年不能討。雖以累歲荒旱穀價翔貴。而無頼小人得以連結党与猖狂恣行。然亦由諸県弓手衰弱不振。不足以制盜。臣伏見。旧制弓手大県百四十人。其次百人。少者不減七、八十人。名為一人充役。然遇捕督強寇則余夫尽起。郷党親戚既為之耳目伺察。而人徒之衆氣勢之倍。又足以制勝。荷戈軋鬪奮不顧難。何也。以門戸徭役所在故也。（中略）今自河北等五路諸県弓手。多者三十人。其次二十人。又其次十五人。則氣勢之衰弱不振已可知矣。

とある。右の三史料から次の事が理解される。即ち

一、県尉配下の弓手が郷戸出身で、山川道路に熟知しているのに比し、巡檢下の兵士は雜擯の廂・禁軍或いは屯駐の客軍であり、従つてそれに暗いこと。

一、弓手は長期の役であるのに比し、巡檢下の兵士は更戍の法により一、二年で替換せられ、山川道路に周知し、捕盜に熟達するいとまがなかつたこと。

一、賊の潜伏場所は郷村・山林であり、此の潜伏した盜賊を捕獲するにはどうしても郷戸の協力が必要であるが、郷戸出身でない巡檢下の兵士にはその協力を得ることが難かしかつたこと。

一、弓手は郷戸出身であり、従つて自己の郷里防禦のためには必死となつて賊と闘うが、巡檢下の兵士はその郷里の出身でないため、捕盜にさほど熱心でなかつたこと。

以上のような理由のために巡檢は常に県尉に劣つていたのである。つまり巡檢側に先ず大きな欠陥があつたのである。この巡檢の欠陥は宋初より内在していたものであるが、これが事局の重大化とともに大きな問題としてとりあげられるようになったのはなぜか、それは巡檢の性格の変化によるのである。宋初の巡檢は大賊出現等の非常の場合に備えた遊動隊の性格のものであつた。それが治安の悪化に対応して巡檢の増置をまねき、ひいては初期の遊動隊の性格のものから郷村の小賊捕殺を任とする純警察的なものに変化したのである。つまり巡檢と県尉の性格がまったく一致するようになったわけである。この巡檢の性格が郷村の小賊捕殺に変化したとき、巡檢下の兵の性格が大きな欠陥となつたのである。

この欠陥を是正する方法としては弓手を増員することが先ず考えられる。しかし弓手は役として徵発せられるものであり、稅役体制の面からしてこれが徵発には自ら限度があつた。残された方法として一応取られた対策は禁軍の活用で、歐

臣見諸処有賊。多是自京師別差使臣・兵馬捉殺。則本地分元置都監・巡檢・果尉等。設之何用。每有些小賊盜不獲。又無深責。稍似強賊則別差人捉殺。如此可以推避因循。

とある如く、事ある毎に中央より禁軍を派遣することも試みられたが、此れも多くは所期の目的を果さなかつたようで、右記事の続きに

臣竊見。自來所差巡檢兵士多不能捕賊。反与州縣為患。臣今欲乞。自朝廷選募使臣。令使臣自選募兵卒。不拘廂禁軍。令所在州軍指名抽射。仍重立賞罰之法。

とあつて、こうした派遣が効果よりも弊害の多いことを指摘している。

このような状勢の中で、王安石の保甲法に先だつて鄉村に保伍（又は伍保）法が行われたが、それは此の様な警察制度の行詰りの中から生れてきたものと解せられる。歐陽文忠公全集・居士集卷二・尚書屯田員外郎贈兵部員外郎錢君墓表に

遂遷著作。金堂故多盜。君以伍保籍民。察其出入。凡為盜者。許其徒告以贖罪。盜遂止。

とあり、同じく居士集卷三・墓誌・王肅吳公墓誌銘に

知蔡州。州故多盜。公按令為民立伍保。而簡其法。民便安之。盜賊為息。

とあり、又隆平集卷八參知政事・吳育伝に

育知蔡州。以伍保法檢制盜賊。京師喧伝。妖人数十在蔡州。詔遣中使。以名捕者十人。使至。請以巡檢兵趣搜山索之。育曰。必欲得妖還報耶。請留此勿往。使者以為然。頃之。召十人者。皆至。械送闕下。皆以無罪釈。

とあり、又臨川先生文集卷八・司農卿分司南京陳公神道碑に

曹州多盜。亡命之尤凶強者七十余人。公集重購得之。幾尽。又修律令五家為保之法。故盜往往逃去之它境。蓋公施於政者。能如此。

とあるはその伍保法を行つた史例である。此の様に郷村に行われた伍保法は警察機関たる巡檢・県尉の無力化に対処して、自己を守るべく組織された郷村の自警的な防犯組織であつたと解せられる。この自警的な防犯組織はかなりの効果を挙げたようで、やがてそれが有司の注目するところとなつたのである。歐陽文忠公全集^{卷一}二「論捕賊賞罰劄子」に

臣伏見。自天下有盜賊以來。議者多陳禦盜之策。皆欲使民結為伍保。則姦惡不容。今区法於吉水縣立伍保之法。三年之内劫賊不敢入其界。臣欲乞。特降指揮下江南西路体量。吉水縣自区法創立伍保之法以來。如実全無劫賊。又民間以為便利。即乞頒行伍保之法於天下。

とあり、又歐陽文忠公全集^{卷一}七河北奉使奏草卷上五保牒に

当司檢會轄下諸州軍。近年不住申報盜賊羣火極多。蓋緣盜賊必先須郷村各有宿食窩藏之處。及所得贖物常有轉壳寄附之家。然後方能作賊。所以自来每有羣盜驚劫。及官司捕捉。又却分散不見。蹤跡卒難尋覓。蓋為郷村不相覺察。致得姦盜之人到处可容隱。兼檢會準戶令。諸戶皆以隣聚相保。以相檢察勿造非違。如有遠客來過止宿。及保内之人有所行誦。並語同保知。雖然有此令文。州縣多不奉行。昨因巡歷到通利軍。問得。旧來常有盜賊逃軍為患。近歲黎陽・衛縣各將郷村之人五家結為一保。自結保後來。絶無逃軍賊盜。公私簡靜。其利甚博。須議專有施行。

とある。五家を一保として出入を相覺察せしめる隣保組織たる伍保法は、姦惡不容という面で非常なる効果があり、議者の多くも禦賊の策としてその効果を認めている故この伍保法を天下に施行せよというのが右論議の要旨である。郷村に行われたこの自警的な防犯組織たる伍保法こそ王安石の保甲法の母胎をなすものであつて、王安石はその伍保法を強化発展せしめて、以つて天下に施行したのである。

(三) 保甲法の施行と巡檢・県尉

王安石の保甲法そのものに就いては、已に曾我部静雄氏や池田誠氏、中村治兵衛氏等の御研究があるので、それらを参

照し乍ら論を進めたい。

王安石の保甲法は神宗の熙寧三年十二月に新法の一環として発布されたもので、施行は先ず開封府界からはじめられた。この保甲法の骨子は池田誠氏の「保甲法の成立とその展開」によると次の如くである。

- (一) 十家を一保とし、主戸の材幹心力あるものを選んで小保長とする。
- (二) 五十家を一大保とし、主戸の最も心力あり、及び物産（資産）最も高いものを大保長とする。
- (三) 十大保を一都保とし、主戸の行止材勇あり、衆の伏するところとなるもの二人を選んで都・副保正とする。
- (四) 主・客戸の別なく一家に両丁以上あるものから一名を選んで保丁とし、保に附する。
- (五) 逃移・死絶戸によつて同保が五家以下となつたときは他保に併合し、外来者は同保に加入させ、戸数が十家以上となつた場合には別に新しく保を設ける。

以上が保甲の編成の概要であるが、その保甲の任務はほぼ次の様なものである。

- (一) 大保毎に逐夜五人の保丁を輪差して保内を巡警し、盜賊に遇えば鼓を打つて人々に報じ、大保長以下同保の人戸が即時追捕し、如し賊が別保に入つた場合はいつしよになつて追捕する。
- (二) 同保内の犯罪、特に強・竊盜・殺人・謀殺・放火・強姦・略人・伝習妖教・造畜蠱毒の罪を犯した場合、それを知つていて告げない場合は五保律によつて処罰する。
- (三) 本保内に外来者で行止不明のものがあれば捕えて官に送る。
- (四) 強盜三人を家に留め、三日たつても同保内の人がそれを知らなかつた場合は失覚罪に処する。

王安石の保甲法の編成、及び任務の内容は以上の如くである。この内容よりみてみるに、従来郷村に行われた伍保法を強化発展せしめたものであり、郷村の治安体制の強化を目的として出発したものであることが知られる。

この郷村の自警的な防犯組織として出発した保甲法は熙寧四年になると保丁に武芸を教習し、保丁を正兵に代用しようという論が生れてきた。長編^{卷二}神宗・熙寧四年三月丁未の条に

安石曰（中略）今所以為保甲足以除盜。然非特除盜也。固可漸習其為兵。既人人能射。又為旗鼓變其耳目。漸與約免
 税上番。代巡檢下兵士。又令都・副保正能捕賊者獎之。或使為官。則人競徇。然後使與募兵相參。則可以消募兵驕
 志。省養兵財費。

とあつて、保甲法実施の翌年たる熙寧四年になると、王安石によつて、保甲に武芸を教習し、武芸成れば保丁を巡檢司に上番せしめ、巡檢下兵士に代えていこうという論がなされている。ここで注意すべきは、保丁の上番で以つて巡檢下の兵士を代えていこうという点であつて、保丁の正兵代用を先ず巡檢下兵士に限定している点である。このことはなにを意味するか。巡檢の職は捕盜にある。しかるに前節で述べた如く巡檢下の兵は雜擯の廂・禁軍、或いは屯駐の客軍で、郷村の山川道路に暗く、この欠陥の為に、巡檢は捕盜警察の任にはほとんどたえなかつたのである。それ故巡檢下兵士を山川道路に熟知した郷戸の保丁で代用することによつて、この欠陥を是正せんとしたものであろう。王安石の意図が兵を農に寓する民兵制への移行にあつたことは間違いないにしても、それが先ず巡檢下の兵を保丁で代用するという形で現われてきたその点に、王安石の保甲法そのものが郷村の治安体制の再編成という警察的課題から出現してきたことをうかがうことができるのである。

熙寧四年十一月には開封府界の保甲に武芸を教習するようになり、翌五年七月には主戸の保丁を巡檢司・県尉司に上番させるようになり、保甲法は着々と進展していく。宋史^{卷一四五}兵六・郷兵三・保甲・熙寧五年の条に

右正言・知制誥・判司農寺留布言。近日保戸數以狀詣県願分番隸巡檢司習武芸。提點司以聞。朝廷及司農寺未敢輒
 議。願下提點司送中書詳審付司農寺具為令。於是詔。主戸保丁願上番巡檢司者。十日一更。疾故者次番代之。月給口

糧薪菜錢。分番巡警。每五十人輪大保長二・都・副保正一統領之。都・副保正月各給錢七千。大保長三千。当番者母得輒離本所。捕逐劇盜雖下番人亦聽追集。給其錢斛。事訖遣還。毋過上番人數。仍折除其上番目。巡檢司量留廂界（軍か）給使。余兵悉罷。

とあつて、保丁を巡檢司に上番させることとしている。この保丁上番の内容は、主戸の保丁が十日を一期として巡檢司に上番し、武芸を習うと同時に巡警の任につく。その場合、五十人毎に大保長二名、都・副保正一名を輪差して保丁を統べさせる。上番の保丁には月毎に口糧・薪菜錢（註）を給し、都・副保正は錢七千・大保長は錢三千とする。なほ当番の保丁は勝手に本所を離れてはいけない。劇盜を捕逐する時には下番の人も追集するを聽す。以上が保甲上番の内容である。この保甲上番制を一口でいえば、保甲の弓手化である。即ち、郷戸の保丁を巡檢司に番上させ、従来の巡檢下兵士に代えて、捕盜の任を負わたるわけである。尚、この記事で問題となるのは「巡檢司量留廂界（軍か）給使。余兵悉罷」の一節である。この余兵は当然巡檢下の兵士をさすものと考えられるが、給使以外の兵が直ちに悉く罷められたのではない。長編卷二熙寧五年七月壬午の条に

樞密院伝上旨。令中書改保甲上番法十日為一月。王安石言。保甲十日一番。須一年八月乃当一番。若令一月一番。即番愈疎。又昨百姓投状。或乞半月或十日一番。既指揮十日一番（中略）。且乞十日一番。当此時不從則背約失信。從之。則上令不行。謂宜令十日一番。候其習熟。然後徐与商量。縁将来弓手亦可罷。以保甲上番代之。一弓手之給可給兩人上番。又四城外巡檢尚有四千人。候保甲漸成就。亦可以保甲代之。

とあり、保甲上番の法施行直後たる熙寧五年七月壬午に於いて、四城外に尚四千の巡檢下の兵が存していたことが知られる。そして四千の兵は弓手と共にその保甲との交代を今後の実施に期しているのである。即ち、巡檢下の兵のすべてが直ちに保甲上番によつて罷められたのではない。それではどの程度の兵数が減ぜられたのであろうか。それを明らかにする

には保甲上番以前の巡檢下兵士の人数を知る必要がある。長編^{卷二}神宗・熙寧五年五月丙戌の条の王安石と神宗との保甲上番施行の是否問答の中に

上慮久錢糧不給。安石曰。巡檢下六千人。每千人歲約三千貫。是一歲費十八萬貫。今若罷招此六千人。卻以保甲代之。計所用錢糧十八萬貫。尚剩十萬貫。以十万余人替六千人。又歲剩錢十萬貫。何至憂不給也。教閱至一、二年。便令保正募征行者六千人。必可得。況但要守衛京師而已。

とある。右の数字には検討を要する点があるが、巡檢下に六千の兵士がいたことはまちがいない。この六千名を保甲上番の施行によつて先ず四千名に減じたものであろう。此の様に保甲は漸進的に巡檢下兵士に取つて代つて、州県の治安維持、捕盜警察の任を負わされるようになってきたのである。やがて保丁は県尉司にも上番する様になつた。宋史^{卷一四五}兵六

・郷兵三・保甲・熙寧五年十一月条に

又詔尉司。上番保丁。如巡檢司法。

とある。保丁の県尉司上番は「巡檢司の法の如し」とあるから、やはり武芸を習うと同時に従来の弓手の役目をも負わされ、県尉の配下に入つて捕盜の任に當つたのであろう。又長編^{卷二}熙寧六年八月戊戌の詔に

巡檢司給廂・禁軍白直。余以保丁番上。比旧兵級三分之一。代更以十日。遇追捕羣盜。聽抽上下番。県尉留弓手白直外。余如巡檢法。

とあり、熙寧六年八月には巡檢下の兵数は旧に比して三分の一に減ぜられ、県尉配下の弓手も大巾に減ぜられたことが知られる。そしてその減ぜられた分は保丁の上番で補充したのである。

以上は国の中心部たる開封府界に就いてであるが、次に諸路に於いて見るに、長編^{卷二}熙寧六年八月戊戌の条に

河北・河東・陝西五路並排定保甲。勸誘習武芸。聽旨閱試。未得上番。余路止排定保甲。免習武芸。其荊湖・川広被

辺州軍。如當習武芸。委監司・提掣司。詳度以聞。

とあつて、河北・河東・陝西の所謂縁辺三路は熙寧六年八月に至つて保甲を編排し、武芸を教習することとしている。その他の路では、湖南北・川峡内の異民族との接觸面をもつ特殊な地域を除いては、ただ保甲の編排のみにとどめ、武芸の教習は免除している。つまり武芸を教習されるのは開封府界・河北・河東・陝西及び湖南北・川峡の一部等で、首都及び沿辺として特に郷村の治安組織を確立しておく必要の強かつた所である。但し沿辺三路の保甲上番が愈々実施せられたのはややおくれれて熙寧九年からであつた。長編^{卷二}六一熙寧八年三月丙午の条に

先是（吳）充言。河北民兵雖多。而未見可用之實。臣愚謂。宜稍約京畿法。分番在巡檢下教閱。代禁兵歸隸諸將。有事用為守城。

とあつて、河北でも、京畿の保甲上番の法に準じて、分番して巡檢下で教閱し、事ある時にはこの民兵を用いて守城せしめよとの意見が吳充から出されている。吳充のこの請は直ちに取り入れられ、長編^{卷二}六三熙寧八年閏四月癸巳条に

詔。河北・河東義勇保甲。俟教成令上番。以代近辺巡檢戍兵。從提掣義勇保甲曾孝寬及司農寺・兵部請也。

とある。河北・河東の義勇保甲は、教成るを俟つて巡檢・臬尉下に上番せしめ、巡檢戍兵に代えしめることとしているのである。長編^{卷二}七七熙寧九年七月の条に

河北西路輻運司言。諸巡檢下。欲且揀留步兵二十・馬軍一十相兼擒捕。盜賊多處依所奏施行。時以義勇保甲方上番故也。

とあつて、熙寧九年七月には河北西路では、盜賊多き處のみ巡檢下に步兵二十・馬軍一十を留め、余は保丁の上番で代用することとしている。此の様に漸減せられていつた巡檢下の兵士は、開封府界・河東路では元豐二年九月に全罷することとなつた。長編^{卷三}〇〇元豐二年九月甲戌条に

詔。開封府界馬軍。雍邱捧日第五軍第一指揮五百人。尉氏驍猛第一指揮四百人。步軍。減（威の誤り）平天武第一指揮。雄勇第一指揮。襄邑雄威第二指揮。陳留雄威第六指揮各五百人。河東馬軍。大原府吐渾第三指揮。潞州吐渾第六指揮。忻州広銳第六指揮。嵐州広銳第十九指揮各三百人。步軍。潞州神銳第十四指揮四百人。自今闕額勿補。候人數不多即併廢。以開封府界・河東巡檢司既用義勇保甲番上以代禁兵。而巡檢司旧用兵數。府界三千五十四人。河東千六百三十一人。皆當省故也。

とある。開封府界の兵、六指揮大約二千九百人、河東の兵五指揮大約千六百人はその闕額を補充しないで、自然に消滅していくのを俟てというのである。この消廢すべき分の兵數と開封府界巡檢司の旧用の兵數三千余名、河東巡檢司の旧用の兵數千六百余名とはほぼ一致する。消廢すべき分の兵數と旧用の兵數とが一致するということは、すべての巡檢下兵士が保丁の上番によつて取つて代わられたということを意味するのである。又長編^{卷三}○四・元豐三年五月辛未条に

詔。河北・陝西路巡檢兵。既代以義勇保甲。其請給。可依開封府界・河東路封樁。季具帳報樞密院及兵部。充義勇保甲廩給之費。

とあつて、元豐三年五月には既に河北・陝西に於いても巡檢下兵士はすべて保甲の上番によつて替換せられているのである。

以上、開封府界及び河北・河東・陝西に於ける保甲上番とそれに対応する巡檢下の兵數の変化とに就いて述べてきたわけであるが、次に保甲の県尉司上番と弓手數との変化に就いてみてみよう。宋会要輯稿^{卷一}七七兵二・郷兵・熙寧九年十月の条に

樞密院言。兵部立到五路上番条約已施行外。合刪者。諸県尉弓手。元額六十人以上留二十五人。五十人以上留二十人。不滿五十人留十五人。余以保甲填元額人數。諸上番。各隨巡檢・県尉所在。以近及遠籍定番次。内保甲不得圻破

都保分在両司上番。諸上番以額定人為正番。別取三分為貼番。人數雖多不得過三十六番。並從之。

とある。即ち五路（河北東路・河北西路・河東路・永興軍路・秦鳳路）では、弓手の元額六十人以上の県は二十五人、五十人以上の県は二十人、五十人未満の県は十五人にそれぞれ減じ、その減じた分だけは保丁の上番で填充したのである。旧に比すれば、大約三分の一に減せられたことになる。尚、保甲が巡檢司に番上するか、県尉司に番上するかは、都保を單位として行われ、巡檢・県尉司の所在の遠近に随つたのである。五路に於ける上番は十五日を一期としたものである。註。それ故、「人數多しと雖も三十六番を過ぐるを得ず」とあるから、保丁は年余に一度、十五日を一期として巡檢司又は県尉司に番上しなければならなかつたわけである。

以上述べてきたことを總轄的にまとめると、開封府界に於いては熙寧五年七月より、他の沿辺三路に於いてはそれよりもおよそ四年ほどおかれて保甲上番の法が施行された。保甲上番の内容は、主戸の保丁が十五日を一期として巡檢・県尉司に番上し、武芸を教習されると同時に巡警の任につく。上番の保丁には月毎に口糧・薪菜錢が支給される。上番した保丁は巡檢・県尉に率いられて盜賊捕殺に従事する。劇賊發生等の場合には下番の者も徵発せられる。如し避けて賊と闘わざれば弓手の法によつて処罰註される。以上の様な内容のものであつた。つまり尉司下の弓手、巡檢下の兵士等、警察捕盜に当る役人、兵士はすべて保甲に吸収統合せられたのである。但しその完全実施までには相當の歲月を必要とし、開封府界・河北・河東・陝西が保甲上番を仕上げたのは元豐三年末であつた。

保甲上番制の活用は巡檢下兵士の全罷・県尉下弓手の減罷に止まらず、続いて集教大保長法、更に続いて団教法の施行が打出されている。

（四）団教施行と巡檢・県尉司上番廢止

長編卷三一元豐二年十一月癸巳の條に

詔。開封府界教大保長充教頭。其提舉官以昭宣使・果州防禦使・入内副都知王中正。東上閣門使・榮州刺史狄詒為之。初王安石議。減正兵以保甲民兵代之。於是始置提舉教閱之使。後又及於西北三路。

とあるに依れば、王安石の保甲法はここに新しい段階を迎えたことが知られる。即ち保甲を巡檢・県尉司に番上させ、弓手や巡檢下兵士の任であつた捕盜警察の事をこの番上した保甲に肩代りさせた先述の段階は、その運用面に於いて警察組織としての保甲法の段階であつたと云える。ところが元豐二年の右の詔では、大保長を州に集めて武芸を教習し、教成つた彼らを鄉村に帰して、保甲民兵化への移行の布石としたのであるから、それは保甲の運営に於いて第二の段階に進んだと云える。教成つた大保長の保丁への教習に就いては、文献通考卷一五七・兵考九・教閱の項に

（元豐）三年・大保長芸成。乃立団教法。以大保長為教頭教保丁焉。凡一都保以相近者分為五団。即本団都・副保正所居聚教之。以大保長芸成者十人資教。五日一周之。五分其丁。以其一為騎。二為弓。三為弩。府界法成乃推之三。路。各置文・武官一人提舉。

とある。即ち一都保を五団に分ち、本団の都・副保正の在所に教習の為の団教場を設け、教成つた大保長を指導者として五日毎に保丁を集めて弓・弩・騎を教習するというのがその内容の概要である。これを団教法と云つている。それまでの保甲上番が年余に一度、十五日を任期とする巡檢・県尉司への上番にすぎなかつたのに比すれば、団教法に於いては五日毎に一度の団教があつて、その負担は著増したことになる。前段階までの保甲法は明らかに警察的段階に止まつているが、団教法に至つては明らかに目的を民兵制への移行に置いたものである。開封府界にはじめられたこの団教法は、若干おかれて河北・河東・陝西にも実施せられている。即ち初めは捕盜警察組織としてその運営を限られていた保甲法は大きく様相を更め、民兵組織へと変貌していつたのである。勿論こうした保甲の民兵組織化は一朝に出てきたものではなく、

それ以前に於ける保甲上番の間にその準備が着々とつまれていた。即ち熙寧八年には保甲を掌る中央官庁に変更があり、保甲は司農寺から兵部に改隸され、その政令は樞密院から出されることになり、又熙寧九年には保甲結隊の法が下されているが、これらは何れも保甲の民兵化に結びつく処置で、その準備と見得るものである。この様な準備工作の上に団教法が施行せられ、保甲法は前段階より大きく前進して民兵組織と化したのである。そこでこの団教施行の段階に於けるそれまでの警察組織としての保甲法の運営の変化に就いて見るに、長編^{卷四}二・元祐二年六月戊申条の樞密院の上言に元豊年間
の事を述べて

府界三路初置保甲。分隸巡檢。輪月上番。尽替正兵婦營。卻拋逐路替下兵數。銷廢兵額樁管請受。收充上番及聚教支費。自行団教後來。雖罷保甲上番。編逐処巡檢仍旧卻差正兵。以所收銷廢軍兵請受充団教支費。更不復招兵補元額。

致逐路闕人。

とあり、団教法施行と同時に保甲上番を罷め、巡檢司には又正兵が差されることとなつたのである。又長編^{卷三}一・元豊四年正月丁酉の詔に

其見今巡檢・^{註10} 県尉下長上・番上保甲並罷。並諸県尉惟主捕県城及草市内賊盜。郷村地分並責巡檢管勾。其余職事皆仍旧。

とあつて、保甲上番を罷めると同時に、県尉の取締り範圍を県城内及び草市に、巡檢の取締り範圍を郷村にそれぞれ限つている。これは何故か、それは二つの理由による。一つは、保甲の県尉司上番により弓手数は大巾に減ぜられ、その減ぜられた分は保甲の上番で填充していた。それが保甲上番の廃止によつて県尉司より保丁がひきあげられた。そのため減少した弓手だけでは郷村まで手がまわらなかつたのである。県尉を県城内及び草市に限つたのはそのためである。もう一つは、団教の任に当るのは巡檢であり、団教場は県下に網の目の如く列置され、巡檢は常時郷村を巡邏して団教を按じなけ

ればならなかつたからである。つまり盜賊發生等の場合には、この団教の保甲を率いて捕殺に当ればよかつたからである。巡檢を郷村に限つたのはこの為である。

(五) 巡檢と土兵招置

保甲法がその編排から運営活用にまで及んだのは主として開封府界及び沿辺三路で、他路は概ね編排のみに止どめて運営活用にまで及んでいない。そうした地域、即ち保甲の巡檢・県尉司への上番がなされなかつた地域に於いての従来の警察組織の欠陥に対する是正策を考えて見なければならぬ。赤城志^{卷一} 秩官門五・諸県属官・亭場巡檢一員の項に

武臣。熙寧七年準軫運司牒。備準樞密院劄子。兩浙路提舉塩軍司奏。宜於石窟頭添置巡檢一員。差兵級一百人。有旨依。九年。兩浙路軫運司・東西路・鈐轄司奏。備準樞密院劄子。巡尉職皆捕盜。而所獲多少不侔。蓋以尉所用弓手皆諳熟土人。巡檢則用雜攢客軍。不許差出。緝捉所以常劣於尉。欲乞行下。應巡檢下兵級。依旧額於本處招置。就解字左右住營。諸處不得抽差。尋差著作佐郎熊阜等相度。咸以為便。有旨依。内台州係在温州七處巡檢教内。每處置都頭・副都頭各一人。十將・將虞候・承局各一人。押官二人。長行九十三人。糧錢熙寧三年皆(指の誤りか)揮依教闕雄節滌。全支見錢。今其案改名亭場。

とある。即ち保甲上番・団教の行われなかつた台州に於いては、従来の警察組織の欠陥——巡檢下兵士が雜攢の廂・禁軍で、その地の山川道路に暗く、又捕盜の際郷戸の協力が得られなかつたこと等——を是正する為に本處に於いて土兵を招置するという方法が取られたのである。この土兵招置の法は後に保甲上番の行われた開封府界、河北・河東・陝西を除く諸路に及ぼされた。長編^{卷四} 九六・元符元年三月丙子の条に

樞密院言。京東西安撫提刑司奏。乞依元豐五年詔。巡檢下全置土兵緝捕盜賊。從之。其所招土兵。仍本州及隣州有戶

籍者。無戸籍有土戸一名委保者亦聽招刺。

とあつて、元豊五年の詔に依つて京東西兩路の巡檢下に土戸又は土戸の保証ある客戸から土兵を招置することとしてい
る。元豊五年のこの詔は長編にみあたらないが、同書卷三・九五・元祐二年二月辛丑条に

詔。諸路巡檢土兵。以元額之半差禁軍・以樞密院言。土兵本以諳悉山川地里易於捕寇。今歲久。以親戚鄉里之故或庇
其為姦。請以禁軍相兼。故有是命。

とあつて、やはり開封府界及び沿辺三路を除く他の諸路では土兵招置の法が取られていたことを示す記事が見出される。
開封府界及び沿辺三路では保甲の投軍が禁ぜられていることから、この招置の土兵も保甲の余丁を対象としていたのでは
ないかと考えられるが、この招置した土兵分だけは、巡檢下に兵を供給していた屯駐・駐泊或いは本城の廂・禁軍の指揮
内註で省くのである。

以上、開封府界と沿辺三路とを除く他路では、土兵招置を以て従来の巡檢の欠陥是正策としたことを明らかにした。従
来の巡檢兵は雜擧の廂・禁軍、即ち土地不案内の外來軍兵で賊の逃走路や潜伏場所に暗く、その当然の欠陥は土地事情に
精通した者の採用で補う外ない。巡檢下捕盜兵として土兵招置が重要化したのはこうした事情に在る。

結 語

宋初の警察組織は巡檢・県尉の二本建てで出発した。県尉はその配下に郷戸より役として徴発された弓手を有し、一県
の治安警察の事を任としていた。巡檢はその配下に屯駐・駐泊或いは本城の諸指揮より抽差せられた廂・禁軍を有し、數州
或いは一州或いは數県を管轄区域として大賊出現等の非常の場合に備えていた。しかし時代を下るに従つて、治安状勢の
悪化に対応して、巡檢は漸次増員せられ、保甲法出現時には普通一州内に三・四員の巡檢が置かれ要県に於いては三・四員

の巡検が置かれることもまれではなかつた。この巡検の増置は勿論治安状態の悪化にその原因があるのであるが、この治安状態の悪化と巡検の増員とは巡検の性格に影響を与え、初期の大賊出現に備えた遊動隊の性格のものから郷村の小賊捕殺を任とするものに変化せしめた。つまり初期の軍警的性格のものから完全に警察的性格のものに移行していつたのである。郷村の治安状態の悪化の中で巡検の職掌が小盗捕殺に変化した時、新しい問題が提起された。即ち仁宗の時代に入つて対外關係が悪化すると、先ず内を固める必要からその対策が重視せられ、捕盜警察の任を負つた巡検・県尉の無力化が取り上げられ、その無力化の原因が主として巡検配下に置かれた兵の内にあることが反省せられることとなつた。県尉配下の弓手が郷戸出身で山川道路に熟知しているのに比し、巡検下兵士は雜擯の廂・禁軍或いは屯駐の客軍でありそれに暗いこと、巡検下の兵士は更戍の法により一、二年で替換せられ、山川道路に周知し捕盜に熟達するいとまがなかつたことなどが巡検の警察機能としての欠陥であつた。巡検が無力化すれば、当然その負担は県尉にかかつてくる。県尉がその負担を荷うためには弓手の増員を必要とするが、しかし弓手は役でその為に徵発數に自ら制限があつた。宋初に比して三倍ほどに達した時弓手の増員はほぼ限界に達し、しかもその程度では問題の解決には役立たなかつた。宋初には効果をあげた二本建ての警察組織も仁宗時代には崩壊同然に無力化し、その対策として先ず取られたのは中央禁軍の頻々たる地方派遣であつたが、それは費用の点、地方に於いて反つて民を騷擾させる点等に大きな弱点をもつていた。こうした行詰りの中から登場したのが現地官吏によつて行われた保伍法である。それは警察機関たる巡検・県尉の無力化に対処して、自己を自らの手で守るべく組織された自警的な防犯組織である。この保伍法こそは王安石の保甲法の母胎をなすもので、彼をこれを中央の政策に採上げ、整備拡大して、保甲法として天下に施行したのである。

王安石が保甲法実施にあつて、その究極の目的を「兵を農に寓する」民兵制への移行に置いていたことは疑いないにしても、保甲法そのものは十家を一保とする防犯的な隣保組織を造り、姦悪を入れないという郷村の治安体制の強化とい

う面より出発している。即ちその実施に力点のおかれた開封府界及び沿辺三路の保甲法運営を見るに、従来の警察組織の最大の欠陥とされた土地事情に暗い難攢の廂・禁軍を保丁の上番で置き代えて弊害を救つており、他の諸路に於いては土兵を招置するということでは正している。王安石の保甲法は此の段階を第一として更に第二の段階に進んでいる。即ち第一の警察的段階から民兵的段階への移行であつて、此の第二段階への移行を劃するのは団教である。団教に依つて民兵化された保甲はにわかはその負担を大きくした。第一段階では年余に一度、十余日の番上でよかつたものが第二段階の団教では五日に一度の番上となつた。王安石の保甲法に対する非難は、専ら団教に集中し、然も強烈であるが、保甲の巡檢・県尉司上番には非難が加えられていない点から考えて、第一段階たる警察組織としての保甲法は時人にも成功と考えられていたと云えるであらう。王安石の保甲法が大非難の中に敗退したのは警察組織としての保甲法を越えて、民兵組織としての保甲法、即ち団教法の施行に迄進んだことに在つたと考えられる。

註

1 長編卷二九熙寧九年十一月甲午の条参照

2 宋会要輯稿八九職官四八巡檢の項に

掌巡檢州邑捕諸盜賊之事。以閤門祇候以上至諸司使・將軍或內侍充。自兩州至十州及沿邊塞或路當險要者亦因其他為名。亦有同都巡檢使。供奉官以下為者不云使。沿邊又有巡檢都監之名。巡檢使自一州至九州軍有。或從道路便宜不限境上。亦有同巡檢使。三班為者不使。自二縣至七縣。開封府諸縣有巡檢一員。二縣至三縣有駐泊巡檢各一員

3 この場合の軍使は巡檢使ではなく都監監押を指すと思われる

北宋の巡檢と保甲法

4 歐陽文忠公全集卷一〇二「論捕賊賞罰劄子」に

臣謂。天下郡盜縱橫皆由小盜合聚。今但患其大而防其微。故必欲止盜先從小。能絕小盜者巡檢縣尉也。

とある。

5 長編卷一八嘉祐三年十二月丁巳の條に、捕賊の使臣を減じ、弓手を増さんとの詔がでており、又宋史翼卷一王尚恭伝によれば「減巡檢增弓手以禁盜」との上表が王尚恭によつてなされている。

6 熙寧六年十一月から保甲編成の方法が改まり、五家を一保、五保を一大保、十大保を一部保とするようになった。更に熙寧八年八月になると開封府と界沿辺三路の保甲は主戸のみで編成されたのを、客戸をも加えることに改められた。

7 長編卷三十三元豐七年二月辛未の詔によれば日毎に米三升、塩菜錢十文である。

8 長編卷二熙寧九年四月庚戌の条に
又詔。河北河東等路義勇保甲。令於巡檢下上番。減放兵級弓手。其上番人並半月一易。

とあつて、五路では一期十五日とせられている。

9 長編卷三十七熙寧五年八月壬辰の条に

中書門下奏。近降指揮。令保丁更番在巡檢下。教習武芸。許分番借出入巡警。上番日。保正長・保丁歐罵所轄巡檢。依本屬刺史・臬令法。保丁歐罵保長・保正。加凡闕二等。保長犯保正。依此。隨巡檢追捕盜賊。退避依弓手法。但隨巡檢追捕。非上番。惟於本地分犯盜。加凡盜一等。私為人

代名上番。杖六十。受贓重者從重。保正・保長知而不舉。笞四十。私逃亡杖六十。計逃日補填。西點不到不赴教閱。許小杖科決不得過七十。余送本臬施行。監臨官私役保正等。計庸準盜論。從之。

10 長上保丁とは試中の義勇保甲又は捕盜の功により官を与えられたもので、巡檢下の指使となつてゐる者を指す。

11 長編卷三元豐七年五月庚申の条に

詔。明州昌國西監巡檢司。招上兵百人。明州崇節指揮除其教。以鈐轄司言。昌國西監兼岱山塩場控扼海道也。

とある。

**The Hsün-chien (巡檢) and the Pao-chia (保甲)
Act in the Northern Sung Dynasty.**

Kenichi HABU

The police organization in the early Sung dynasty started with the dual system of hsün-chien and hsien-wei (縣尉). The hsien-wei, who commanded Kung Shou (弓手 the archers) conscripted from among villagers within the hsien (縣) as i (役 imposed service), was charged with the duties of police and maintenance of public peace over a hsien. The hsün-chien, who commanded the chin-chün (禁軍 Imperial army) stationed there or the hsiang-chün (鄉軍 labor serving provincial militia), prepared for such emergencies as the rise of rebellion, in his jurisdiction over one or several chous (州) or several hsien.

With the change of the times, however, this police organization betrayed gradually its weakness: namely, the soldiers under the hsün-chiens, being consisted of those who were recruited from various troops of hsiang-chün, or chin-chün, were not well acquainted with the local state of things. This weakness was corrected by replacing the soldiers under hsün-chiens with pao-tings (保丁) in such areas where the Pao-chia Act was enforced emphatically, as the district of Kai-fêng-fu (開封府界) and the three border lus (路) namely, Ho-pei 河北, Ho-tung 河東, and hsia-hsi 陝西, and by recruiting soldiers from among the native inhabitants in the other areas.